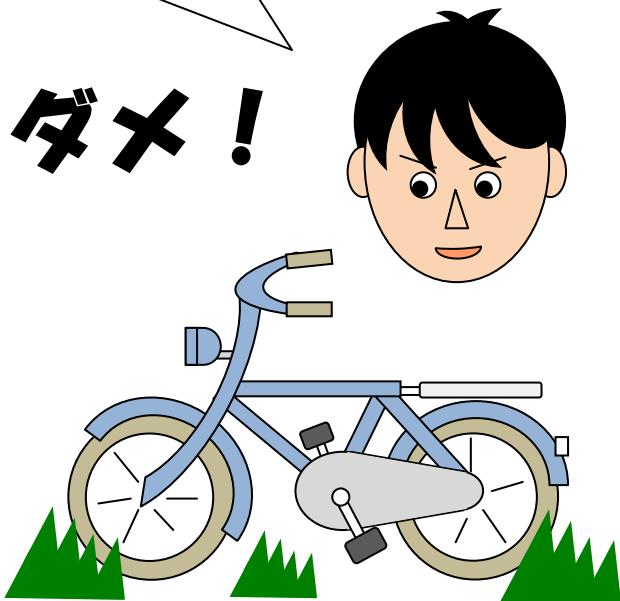


放置されている自転車でも 乗り回すと犯罪になる！！

歩くのにつかれたから、
この自転車、乗っちゃおう

ダメ！



**刑法第 254 条
占有離脱物横領罪**

長い間、公園、道路、駅の駐輪場
などに置かれている自転車でも、
持ち主の権利は生きています。

愛車を守ろう！

- 自転車には必ず「防犯登録」をしましょう。
- 自転車から離れるときは、少しの間でも必ずカギをかけましょう。
- 通常のカギのほかに、もうひとつカギをかけましょう。